**～愛知県高齢福祉課からのお知らせ～**

**社会福祉施設職員（介護分）**

**慰労金の申請受付期間を延長します**

**〇まだ未提出の事業所・施設は令和２年９月３０日（水）【必着】までに必ず申請書等をご提出ください。**

**〇社会福祉施設職員（介護分）慰労金の対象者及び支給額について**

**■対象者：対象期間に愛知県内に所在する全ての介護サービス事業所・施設（以下「事業所等」）に通算１０日以上勤務し、利用者と接した職員**

**■一人当たりの支給額：２０万円または５万円**

**※対象期間：令和２年１月２６日から６月３０日までの間**

**※慰労金は、原則として事業所等を経由して支給しますので、事業所等が対象職員分を取りまとめた上で、法人より申請してください。**

**〇申請書等は、愛知県高齢福祉課あて郵送にて提出してください。愛知県では国民健康保険団体連合会で受付は行っておりません。**

**〇申請書等は愛知県高齢福祉課ホームページにありますので、Excelデータに必要事項を入力し、紙に印刷・押印（法人代表者印）し、郵送にて提出してください。メールでの提出は受け付けておりません。**

**＜高齢福祉課ホームページ＞**

**URL https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r20722-hoseiyosan.html**

**＜申請書の郵送先＞**

**〒460-8501（住所は記載不要）**

**愛知県福祉局高齢福祉課あて**

**（注）封筒に「慰労金（介護分）申請書在中」と朱書きしてください。**

****

**（連絡先）**

**愛知県福祉局高齢福祉課慰労金等コールセンター**

**電話052-954-7480（受付：平日＊午前9時から午後5時まで）**